

## バーゼルⅢに関するQ&A

(平成 24 年 6 月 6 日公表)

以下に記されている条文番号は、特に記載のない限り、銀行法第 14 条の 2 に基づく告示の条文番号となっています。

### 【総論、自己資本比率計算】

#### 【第 2 章及び第 3 章（国際統一基準）関係】

＜普通株式に係る株主資本の額＞

【関連条項】第 5 条第 1 項、第 17 条第 1 項

第 5 条-Q1 普通株式に係る株主資本の額はどのように計算すれば良いでしょうか。

(A)

会計上の株主資本を構成する資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額の合計額のうち、第 5 条第 3 項の要件を満たす普通株式に清算時に分配されるであろうと考えられる残余財産の額が、普通株式に係る株主資本の額に該当します。例えば、残余財産の分配について普通株式に優先する株式（優先株式）を発行している場合、上記合計額から社外流出予定額及び当該優先株式の残余財産分配請求権の額（ただし、残余財産分配請求権の額が払込金額より小さい場合には払込金額）の合計額を控除することで、普通株式に係る株主資本の額を計算することとなります。

＜普通株式に係る新株予約権＞

【関連条項】第 5 条第 3 項、第 17 条第 3 項

第 5 条-Q2 普通株式に係る新株予約権の範囲を教えてください。

(A)

普通株式に係る新株予約権は、普通株式をその目的とする新株予約権に限られ、優先株式等の第 5 条第 3 項の要件を満たさない株式をその目的とする新株予約権は普通株式に係る新株予約権に含まれません。また、普通株式をその目的とする新株予約権であっても、その他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段の要件を満たすために発行された新株予約権や、銀行が株式以外の金銭その他の財産を対価として取得することが可能とされている新株予約権（やむを得ないと認められる一定の場合にのみ取得可能なものを除く。）については、普通株式に係る新株予約権に含まれません。

なお、予定された払込みがなされていない場合や、付与の実質的対価が給付されていない部分がある場合には、その資本算入は認められません。

＜連結子法人等の発行する新株予約権の取扱い＞

【関連条項】第5条第1項第3号及び第4号、第6条第1項第3号及び第5号、第7条第1項第3号及び第5号、第8条第1項各号

第5条-Q3 連結子法人等の発行する新株予約権は、どのように取り扱われますか。

(A)

連結子法人等の発行する新株予約権は、調整後少数株主持分（等）の額に取り込まれることを通じ、親法人等である銀行の普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目、その他 Tier1 資本に係る基礎項目又は Tier2 資本に係る基礎項目に算入されることとなります。このため、第5条第1項第3号、第6条第1項第3号及び第7条第1項第3号に掲げる新株予約権は、親法人等である銀行の発行する新株予約権のみが該当することになります。

＜発行者と密接な関係を有する者＞

【関連条項】第5条第3項第12号、第6条第4項第3号、第7条第4項第3号、第17条第3項第12号、第18条第4項第3号、第19条第4項第3号

第5条-Q4 「発行者と密接な関係を有する者」に含まれる者を教えてください。

(A)

発行者の親法人等、子法人等及び関連法人等並びに当該親法人等の子法人等（発行者を除く。）及び関連法人等が含まれます。

＜関連する繰延税金負債＞

【関連条項】第5条第4項、第8条第8項

第5条-Q5 銀行の繰延税金資産の額を、所在地国の異なる子法人等の繰延税金負債の額と相殺することはできますか。

(A)

できません。

＜関連する繰延税金負債＞

【関連条項】第5条第4項、第8条第13項

第5条-Q6 第1四半期又は第3四半期において一部の子法人等の繰延税金資産又は繰延税金負債の額の発生要因別内訳が明らかではない場合、どのように発生要因別内訳を算出すれば良いのでしょうか。

(A)

第1四半期又は第3四半期において一部の重要性のない連結子法人等の繰延税金資産又

は繰延税金負債の額の発生要因別内訳を算出することが困難な場合にあっては、他の合理的方法によって当該連結子法人等の繰延税金資産又は繰延税金負債の額を発生要因毎に見積もることが可能です。

＜無形固定資産＞

【関連条項】第5条第2項、第8条第9項及び第10項

第5条-Q7 無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツを除く。）の額の算出に際して実効税率相当分を勘案しても良いでしょうか。

(A)

無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツを除く。以下同じ。）の額の算出に際して、繰延税金負債が認識されていない無形固定資産についても、全額を費用認識した場合に生じる税効果相当額を実効税率等により合理的に見積もった上で、この額と当該無形固定資産の額を相殺しても構いません。ただし、この場合、第8条第9項第3号及び同条第10項第3号に掲げる繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額に当該税効果相当額を加算することが求められます。

＜期待損失額の合計額から適格引当金の合計額を控除した額の計算＞

【関連条項】第5条第2項第1号ニ、第17条第2項第1号ニ

第5条-Q8 少数出資に係る十パーセント基準額、特定項目に係る十パーセント基準額及び特定項目に係る十五パーセント基準額は、普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額から普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目のうち告示に定めるものの額を控除することで計算されるところ、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、これらの基準額を超えることから普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額、その他 Tier1 資本に係る調整項目の額又は Tier2 資本に係る調整項目の額とされたものの額については、リスク・アセットの額の算出の対象とならないこととなります。これを前提として、第5条第2項第1号ニ又は第17条第2項第1号ニに掲げる事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額から適格引当金の合計額を控除した額についての具体的な計算手順を教えてください。

(A)

循環構造となるため計算が困難な場合には、以下の方法に従って計算することが可能です。

まず、他の金融機関等の対象資本調達手段の額のうち最終的に調整項目の額に含まれることとなる部分についてもリスク・アセットの額に含まれるものと仮定して、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額（以下「当初期待損失額」という。）から適格引当金の合計額を控除した額をいったん計算します。その後、この計算結果に基づく基準額を前提に、告示に従い他の金融機関等の対象資本調達

手段の額のうち調整項目の額に含まれる部分の額を計算します。その上で、この調整項目の額に含まれる部分に係る他の金融機関等の対象資本調達手段の額に相当するエクスポージャーの期待損失額（当初期待損失額×他の金融機関等の対象資本調達手段の額のうち調整項目の額に含まれる部分÷他の金融機関等の対象資本調達手段の合計額）を、当初期待損失額から事後的に控除し、その控除後の額から適格引当金の合計額を控除した額を、最終的に、第5条第2項第1号ニ又は第17条第2項第1号ニに掲げる額とします。なお、最終的に確定した第5条第2項第1号ニ又は第17条第2項第1号ニに掲げる額に基づく基準額による調整項目の再計算は必要ありません。

<関連する繰延税金負債の相殺についての算出事例>

【関連条項】第5条第4項、第8条第13項

第5条-Q9 無形固定資産の額又は前払年金費用の額とこれらに係る繰延税金負債の額との相殺方法及び繰延税金資産の額と繰延税金負債の額の相殺方法についての具体的な算出事例を教えてください。

(A)

以下に算出事例をお示しします。

《前提》

- ・親会社と海外子法人でグループを構成。
- ・本邦の実効税率は40%であり、海外所在地国の実効税率は20%。

親会社の連結 B/S

|        |     |              |     |
|--------|-----|--------------|-----|
| 貸出金    | 215 | 預金           | 160 |
| 前払年金費用 | 5   | 繰延税金負債       | 5   |
| 無形固定資産 | 40  | 再評価に係る繰延税金負債 | 5   |
| 繰延税金資産 | 10  | 資本金(※)       | 100 |

※ 発行済株式は普通株のみ

親会社の単体 B/S (実効税率 40%)

|           |     |              |     |
|-----------|-----|--------------|-----|
| 貸出金       | 200 | 預金           | 150 |
| 前払年金費用    | 5   | 再評価に係る繰延税金負債 | 5   |
| 無形固定資産    | 30  |              |     |
| 繰延税金資産(※) | 10  |              |     |
| 子会社株式     | 10  | 資本金          | 100 |

※ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |     |   |
|-----------|-----|---|
| 繰越欠損金     | 5   | e |
| *****     | **  |   |
| 繰延税金資産小計  | 25  | f |
| 評価性引当額    | ▲5  |   |
| 繰延税金資産合計  | 20  | g |
| 繰延税金負債    |     |   |
| *****     | **  |   |
| 繰延税金負債合計  | ▲10 | h |
| 繰延税金資産の純額 | 10  |   |

海外子法人の単体 B/S (実効税率 20%)

|        |    |   |        |    |
|--------|----|---|--------|----|
| 貸出金    | 15 |   | 預金     | 10 |
| 無形固定資産 | 10 | A | 繰延税金負債 | 5  |
|        |    |   | 資本金    | 10 |

※ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |     |   |
|-----------|-----|---|
| *****     | **  |   |
| 繰延税金資産合計  | 5   | B |
| 繰延税金負債    |     |   |
| *****     | **  |   |
| 繰延税金負債合計  | ▲10 | C |
| 繰延税金資産の純額 | ▲5  |   |

① 前払年金費用の額に係る調整項目の額の計算

|                                   | 親会社             | 子法人 | 合計 |
|-----------------------------------|-----------------|-----|----|
| 前払年金費用の額                          | <sup>a</sup> 5  | —   |    |
| ▲関連する繰延税金負債の額<br>(=前払年金費用の額×実効税率) | 2 i<br>(=5×40%) | —   |    |
| 調整項目の額                            | 3               | —   | 3  |

② 無形固定資産の額に係る調整項目の額の計算

|          | 親会社             | 子法人             | 合計 |
|----------|-----------------|-----------------|----|
| 無形固定資産の額 | <sup>b</sup> 30 | <sup>A</sup> 10 |    |
| ▲実効税率相当額 | 12 j            | 2 D             |    |

|        |           |           |    |
|--------|-----------|-----------|----|
|        | (=30×40%) | (=10×20%) |    |
| 調整項目の額 | 18        | 8         | 26 |

③ 繰延税金資産（一時差異以外）の額に係る調整項目の額の計算

|                    | 親会社                             | 子法人           | 合計  |
|--------------------|---------------------------------|---------------|-----|
| 繰延税金資産相当額          | 32<br>(=820+j12)                | 7<br>(=85+d2) |     |
| ▲関連する繰延税金負債の額      | 13<br>(=h10-i2+c5)              | c10           |     |
| 相殺後の繰延税金資産相当額      | 19 k                            | —             |     |
| 相殺後の繰延税金資産（一時差異以外） | 2.6 l<br>(=19×<br>e5/(f25+j12)) | —             | 2.6 |

④ 繰延税金資産（一時差異）の額に係る調整項目の額の計算

|                       | 親会社                 | 子法人 | 合計                                  |
|-----------------------|---------------------|-----|-------------------------------------|
| 相殺後の繰延税金資産（一時差異）の額    | 16.4<br>(=k19-l2.6) | —   | 16.4                                |
| ▲特定項目に係る十パーセント基準額     |                     |     | 6.8<br>(=(100-①3-②26-<br>③2.6)×10%) |
| 繰延税金資産（一時差異）に係る調整項目の額 |                     |     | 9.6                                 |

⑤ 調整項目の額の合計

$$3(①) + 26(②) + 2.6(③) + 9.6(④) = 41.2$$

<その他 Tier1 資本調達手段に係る清算時又は倒産手続における劣後的内容>

【関連条項】第6条第4項第2号、第18条第4項第2号

第6条-Q1 「他の債務」には、その他 Tier1 資本調達手段に該当する債務は含まれますか。

(A)

Tier2 資本調達手段に該当する債務は含まれますが、その他 Tier1 資本調達手段に該当する債務は含まれません。

＜発行後 5 年を経過する日前の償還事由＞

【関連条項】第 6 条第 4 項第 5 号、第 7 条第 4 項第 5 号、第 18 条第 4 項第 5 号、第 19 条第 4 項第 5 号

第 6 条-Q2 「発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還（等）を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。

(A)

税務上の事由や規制上の事由（規制の変更等により、当該資本調達手段が規制資本としての適格性を失うおそれがある場合又は適格性を失った場合等）のほか、上場会社である発行者が上場廃止となること等の事由により、償還（等）することがやむを得ないと認められる場合を指します。なお、こうした場合であっても、償還（等）を行うためには各条各項第 5 号に定める償還（等）に関する要件を全て満たす必要があります。

＜SPC 発行証券に係る劣後保証又はサポート契約等の取扱い＞

【関連条項】第 6 条第 4 項第 3 号、第 7 条第 4 項第 3 号、第 18 条第 4 項第 3 号、第 19 条第 4 項第 3 号

第 6 条-Q3 要件の一つとして「他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと」とありますが、特別目的会社（SPC）等を通じて発行する優先出資証券や劣後債の配当若しくは利払い又は元本の弁済等について、一定の場合にその親法人等である銀行が保証する行為（劣後保証）や金銭拠出を行う行為（サポート契約）はこれに抵触しますか。

(A)

SPC が発行する優先出資証券や劣後債の配当若しくは利払い又は元本の弁済等につき、その親法人等が発行する同順位の資本調達手段の配当若しくは利払い又は元本の弁済等に優先して行われることを保証等するものでない場合には、こうした劣後保証やサポート契約を付すことは上記要件に抵触するものではないと考えられます。ただし、当該要件に抵触するか否かの判断は個別の契約内容に拠ることから、個別の案件毎に実態に即した判断を行う必要があります。

＜剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の完全な裁量＞

【関連条項】第 6 条第 4 項第 7 号、第 18 条第 4 項第 7 号

第 6 条-Q4 その他 Tier1 資本調達手段について、「剰余金の配当又は利息の支払の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること」とありますが、具体的にどのような場合がこの要件に抵触することとなりますか。

(A)

具体的には、例えば以下のような事例が抵触することとなります。

- ① 他の資本調達手段に対して剰余金の配当又は利息の支払を行った場合に当該その他 Tier1 資本調達手段に係る配当が義務づけられる等、一定の場合に当該その他 Tier1 資本調達手段の剰余金の配当又は利息の支払を義務づける特約が定められている場合（ただし、第 6 条—Q6 を参照のこと。）
- ② 当該その他 Tier1 資本調達手段に対する剰余金の配当又は利息の支払を全部又は一部停止した場合に、停止された配当金又は利息の代わりに金銭以外の財産（当該銀行の普通株式その他の資本調達手段を含む。）を交付することを義務づける特約が定められている場合
- ③ 当該その他 Tier1 資本調達手段に対する剰余金の配当又は利息の支払を全部又は一部停止した場合に、停止された配当金又は利息の全部又は一部を実質的に補填するための金銭を銀行が任意に支払うことを可能とする特約が定められている場合
- ④ 当該その他 Tier1 資本調達手段に対する剰余金の配当又は利息の支払を全部又は一部停止した場合に、剰余金の配当又は利息の支払につき銀行が完全な裁量を有しない他の資本調達手段に対する剰余金の配当又は利息の支払の停止を義務づける特約が定められている場合
- ⑤ 当該その他 Tier1 資本調達手段に対する剰余金の配当又は利息の支払を全部又は一部停止した場合に、銀行の通常の業務又は事業の買収若しくは処分を含む事業再編活動を制約する特約が定められている場合
- ⑥ 当該その他 Tier1 資本調達手段に当該銀行の株式への転換請求権が付されている場合において、当該転換請求権の行使につき当該その他 Tier1 資本調達手段に対する剰余金の配当又は利息の支払が全部又は一部停止されたことを条件とする特約が定められている場合

＜剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における普通株式に係る剰余金の配当に関する制約＞

【関連条項】第 6 条第 4 項第 7 号、第 18 条第 4 項第 7 号

第 6 条—Q5 剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に関する制約であっても、その他 Tier1 資本調達手段に係る発行要項又は契約内容に定めることが認められないものはありますか。

(A)

同等以上の質の資本調達手段（普通株式又はその他 Tier1 資本調達手段）に係る剰余金の配当に関する制約であっても、例えば、当該その他 Tier1 資本調達手段に対する剰余金の配当又は利息の支払が停止される期間を超えて普通株式又は他のその他 Tier1 資本調達手段に係る剰余金の配当が禁止される場合など、当該その他 Tier1 資本調達手段に対する剰余金の配当又は利息の支払につき銀行の裁量に実質的な制約が課されていると認められ



る場合には、第6条第4項第7号イ又は第18条第4項第7号イの要件を満たさないものと考えられます。

＜優先株式に関する剰余金の配当の停止に係る発行者の完全な裁量＞

【関連条項】第6条第4項第7号、第18条第4項第7号

第6条-Q6 一般的に優先株式は普通株式に優先して剰余金の配当が行われる内容となっていますが、そのような内容の優先株式は、「剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができる」との要件に抵触しないでしょうか。

(A)

例えば、普通株式と優先株式に係る剰余金の配当の決定が同日又は近接した日に行われる場合等、配当政策において普通株式及び優先株式の配当が一体的に決定されており、普通株式に係る剰余金の配当の実施が優先株式に係る剰余金の配当の実施を実質的に強制しているとは認められない場合については、本要件に抵触しないものと考えられます。

＜発行者の信用状態を基礎として算定しない利息の支払額＞

【関連条項】第6条第4項第9号、第7条第4項第7号、第18条第4項第9号、第19条第4項第7号

第6条-Q7 「剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと」とありますが、LIBORやTIBORを参照することは可能ですか。

(A)

可能です。

＜ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還（等）を行う蓋然性を高める特約＞

【関連条項】第6条第4項第4号、第7条第4項第4号、第18条第4項第4号、第19条第4項第4号

第6条-Q8 ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還（等）を行う蓋然性を高める特約に該当する具体的な事例を教えてください。

(A)

具体的には、例えば以下のような事例が該当します。

- ① 当該資本調達手段を償還しなかった場合に、当該資本調達手段のクレジット・スプレッドが上昇する内容となっている場合
- ② 金利の算定方法が発行後一定期間経過後に変更される場合において、「変更後の参照レートに対するクレジット・スプレッド」が、「当初の支払金利レートとスワップ・レートの差額」を上回る場合
- ③ 当該資本調達手段を償還しなかった場合に当該銀行がその支払利息に関して当該資本

調達手段の保有者に課される源泉徴収税を肩代わりする義務を負う等、当該銀行の支払利息を実質的に増加させる内容となっている場合

- ④ 当該資本調達手段を償還しなかったことを条件として、当該資本調達手段が株式に転換され又は当該資本調達手段の保有者が当該銀行の株式への転換請求権を行使することができる内容となっている場合

＜調整後少数株主持分（等）の額を計算する際の連結子法人等のリスク・アセット額の算出方法①＞

【関連条項】 第 8 条第 1 項各号

第 8 条-Q1 調整後少数株主持分（等）の額を計算する際、連結子法人等の連結リスク・アセットの額と、親法人等である銀行の連結リスク・アセット額のうち連結子法人等に関連するものの額のいずれか少ない額を用いる必要がありますが、連結子法人等の連結リスク・アセットの額を計算することが困難な場合に、親法人等である銀行の連結リスク・アセット額のうち連結子法人等に関連するものの額を用いることは可能ですか。

(A)

調整後少数株主持分（等）の額を計算する場合、原則として、連結子法人等の連結リスク・アセットの額と、親法人等である銀行の連結リスク・アセット額のうち当該連結子法人等に関連するものの額のいずれか少ない額を用いる必要があります。ただし、第 1 条第 1 項第 7 号に定める「金融機関」以外の連結子法人等については、その連結リスク・アセットの額を計算することが困難な場合であって、親法人等である銀行の連結リスク・アセット額のうち当該連結子法人等に関連するものの額が当該連結子法人等の連結リスク・アセットの額よりも小さい蓋然性が高いと見込まれるときは、親法人等である銀行の連結リスク・アセット額のうち当該連結子法人等に関連するものの額を用いて構いません。

＜調整後少数株主持分（等）の額を計算する際の連結子法人等のリスク・アセット額の算出方法②＞

【関連条項】 第 8 条第 1 項各号

第 8 条-Q2 調整後少数株主持分（等）の額の計算において、連結子法人等の連結リスク・アセットの額及び親法人等である銀行の連結リスク・アセットの額のうち当該連結子法人等に関連するものの額を計算する場合、当該連結子法人等の調整項目の額について、例えば、リスク・ウェイト 1,250% を乗じた上で連結リスク・アセットの一部として計上することは可能ですか。

(A)

連結リスク・アセット額の計算において、連結子法人等の調整項目の額を勘案することはできません。

＜リスク・アセットの額のうち特定連結子法人等に関する部分の額の計算＞

【関連条項】第8条第1項第1号

第8条-Q3 少数出資に係る十パーセント基準額、特定項目に係る十パーセント基準額及び特定項目に係る十五パーセント基準額は、普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額から普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目のうち告示に定めるものの額を控除することで計算されること、普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額には、普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額が定義上含まれています（第5条第1項第4号）。しかし、この調整後少数株主持分の額（第8条第1項第1号）を計算するためには、リスク・アセットの額のうち特定連結子法人等に関する部分の額（第8条第1項第1号ロ）を用いることとなりますが、この額には、特定連結子法人等が保有する対象資本調達手段の額のうち、調整後少数株主持分の額を含む普通株式等 Tier1 資本の額に基づく基準額以内に収まったもののリスク・アセットの額が含まれることから、結果として、調整後少数株主持分の額を計算するのに、調整後少数株主持分の額が必要となるという循環構造になっています。これを前提として、普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額はどのように計算すればよいか、具体的な計算手順を教えてください。

(A)

循環構造となるため計算が困難な場合には、以下の方法に従って計算することが可能です。

特定連結子法人等が保有する対象資本調達手段について、その全部（基準額を超えるため調整項目の額となる部分も含むという意味）がリスク・アセットの額の算出の対象となるものと仮定して計算したリスク・アセットの額を第8条第1項第1号ロの分母の額に含めて、これを基に、第8条第1項第1号の規定に基づき、調整後少数株主持分の額をいったん計算します。その後、この調整後少数株主持分の額を含む普通株式等 Tier1 資本の額に基づく基準額を前提に、告示に従い調整項目の額を計算するとともに、その基準額以下に収まった対象資本調達手段の額を、最終的にリスク・アセットの額の算出の対象とします（第76条の3及び第178条の3）。そして、そのリスク・アセットの額の算出の対象としたもののうち特定連結子法人等が保有する部分のみが第8条第1項第1号ロの分母の額に含まれるものとして、再度、第8条第1項第1号の規定に基づき、調整後少数株主持分の額を計算し、この額を、最終的に調整後少数株主持分の額とします。なお、この調整後少数株主持分の額を含む普通株式等 Tier1 資本の額に基づく基準額による調整項目の再計算は必要ありません。

＜調整後少数株主持分等の算出方法＞

【関連条項】第8条第1項～第3項

第8条-Q4 調整後少数株主持分（等）の額の具体的な算出方法を教えてください。

(A)

銀行の連結子法人等である x 社に係る調整後少数株主持分（等）の額は、以下の計算方法に従い算出します。また、連結子法人等が複数ある場合には、それぞれについて調整後少数株主持分（等）の額を算出した上で、それらを合計することになります。

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額

①算式への当てはめ  $RWA^x \times 7\% \times CET1_{mi}^x \div CET1^x$

②上限  $CET1_{mi}^x$

③比較 ①と②のうち小さい額

④算出額 ③の額

※ただし、x 社が特定連結子法人等に該当しない場合には、④の額はゼロとなる。

(2) その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額

①算式への当てはめ  $RWA^x \times 8.5\% \times T1_{mi}^x \div T1^x$

②上限  $T1_{mi}^x$

③比較 ①と②のうち小さい額

④算出額 ③の額から上記（1）④の額を控除した額

(3) Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額

①算式への当てはめ  $RWA^x \times 10.5\% \times TC_{mi}^x \div TC^x$

②上限  $TC_{mi}^x$

③比較 ①と②のうち小さい額

④算出額 ③の額から上記（1）④の額及び上記（2）④の額の合計額を控除した額

なお、各記号の定義は以下のとおりです。

$CET1^x$  ; x 社の単体普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額

$CET1_{mi}^x$  ; x 社の少数株主持分相当普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額

$T1^x$  ; x 社の単体 Tier1 資本に係る基礎項目の額

$T1_{mi}^x$  ; x 社の少数株主持分等相当 Tier1 資本に係る基礎項目の額

$TC^x$  ; x 社の単体総自己資本に係る基礎項目の額

$TC_{mi}^x$  ; x 社の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額

$RWA^x$  ; 第 8 条第 1 項各号において使用する x 社の連結リスク・アセットの額。すなわち、以下のイ及びロのうちいずれか少ない額

イ ; x 社を連結自己資本比率を算出する銀行とみなして算出した x 社及びその連結子法人等の連結リスク・アセットの額

ロ ; x 社の親法人等である連結自己資本比率を算出する銀行の連結リスク・アセット

の額に含まれる x 社及びその連結子法人等に関連するものの額

《具体的な計算例》

P 社；連結自己資本比率を算出する銀行

S1 社；P 社の子法人等（特定連結子法人等に該当する者）

S2 社；P 社の子法人等（特定連結子法人等に該当しない者）

R1 社；S1 社の子法人等（特定連結子法人等に該当する者）

R2 社；S1 社の子法人等（特定連結子法人等に該当しない者）

※上記 S1 社・S2 社・R1 社・R2 社は、いずれも P 社の連結子法人等に該当する

※この計算例では、小数点第 2 位を四捨五入

（各数値）

|      | CET1 <sup>x</sup> | CET1 <sub>mi</sub> <sup>x</sup> | T1 <sup>x</sup> | T1 <sub>mi</sub> <sup>x</sup> | TC <sup>x</sup> | TC <sub>mi</sub> <sup>x</sup> | RWA <sup>x</sup> |
|------|-------------------|---------------------------------|-----------------|-------------------------------|-----------------|-------------------------------|------------------|
| S1 社 | 100               | 30                              | 150             | 40                            | 230             | 100                           | 1000             |
| S2 社 | 70                | 30                              | 100             | 40                            | 155             | 80                            | 800              |
| R1 社 | 25                | 5                               | 41              | 11                            | 64              | 26                            | 400              |
| R2 社 | 13                | 3                               | 25              | 7                             | 40              | 17                            | 300              |

（１）普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額

|      | ①算式  | ②上限  | ③比較  | ④算出額      |
|------|------|------|------|-----------|
| S1 社 | 21.0 | 30.0 | 21.0 | 21.0      |
| S2 社 | —    | —    | —    | 0         |
| R1 社 | 5.6  | 5.0  | 5.0  | 5.0       |
| R2 社 | —    | —    | —    | 0         |
| 合計   | —    | —    | —    | <u>26</u> |

（２）その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額

|      | ①算式  | ②上限  | ③比較  | ④算出額        |
|------|------|------|------|-------------|
| S1 社 | 22.7 | 40.0 | 22.7 | 1.7         |
| S2 社 | 27.2 | 40.0 | 27.2 | 27.2        |
| R1 社 | 9.1  | 11.0 | 9.1  | 4.1         |
| R2 社 | 7.1  | 7.0  | 7.0  | 7.0         |
| 合計   | —    | —    | —    | <u>40.0</u> |

（３）Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額

|  | ①算式 | ②上限 | ③比較 | ④算出額 |
|--|-----|-----|-----|------|
|--|-----|-----|-----|------|

|      |      |       |      |             |
|------|------|-------|------|-------------|
| S1 社 | 45.7 | 100.0 | 45.7 | 23.0        |
| S2 社 | 43.4 | 80.0  | 43.4 | 16.2        |
| R1 社 | 17.1 | 26.0  | 17.1 | 8.0         |
| R2 社 | 13.4 | 17.0  | 13.4 | 6.4         |
| 合計   | —    | —     | —    | <u>53.6</u> |

<自己保有資本調達手段及びその他金融機関等に係る資本調達手段の間接保有>

【関連条項】第8条第4項及び第6項～第8項、第20条第1項及び第3項～第5項

第8条-Q5 自己保有資本調達手段及び他の金融機関等に係る資本調達手段について、「他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合」（いわゆる間接保有）とは、具体的にどのような場合ですか。また、これらの場合における資本調達手段の保有額は、どのように計算されますか。

(A)

自己保有資本調達手段又は他の金融機関等に係る資本調達手段の取得及び保有を行う連結範囲外の法人等（例：ファンド又はSPC）に対する投資を行い、これにより当該資本調達手段の価値変動や信用リスク等を実質的に負担することとなる場合や、これらの資本調達手段の価値に直接連動する派生商品取引（例：株式オプション）を行っている場合をいいます。

例えば、具体的には以下のような事例が該当しますが、必ずしもこれらの事例に限られるわけではありません。

- ① 他の金融機関等に係る資本調達手段を保有するファンドに対して出資している場合
- ② 連結範囲外の法人等に対する貸付けを通じて当該法人等に他の金融機関等に係る資本調達手段を保有させていると認められる場合
- ③ 他の金融機関等に係る資本調達手段について、第三者とトータル・リターン・スワップ契約を結んでいる場合
- ④ 第三者による他の金融機関等への出資について保証やCDSのプロテクションを提供している場合
- ⑤ 他の金融機関等に係る資本調達手段についてコール・オプションを購入している又はプット・オプションを売却している場合
- ⑥ 他の金融機関等に係る資本調達手段を将来取得する契約を結んでいる場合
- ⑦ 他の金融機関等に係る資本調達手段を裏付資産とする特定社債や証券化商品に対して投資している場合

これらの場合における他の金融機関等に係る資本調達手段の保有額は、これらの資本調達手段が全額毀損したと仮定した場合に銀行に生じる損失額等を基に算出することとなり

ます。例えば、ファンド等を通じた間接保有であれば、原則としてルックスルーを行った上で、他の金融機関等に係る資本調達手段への投資割合を勘案して算出することとなります。一方で、派生商品取引であれば、当該取引を通じて実質的に保有していると認められる額を見積もることが必要となります。例えば、個別株オプションであればデルタポジション、スワップであれば想定元本を保有額と見なすこと等が考えられますが、当該取引の特性を踏まえて適切に見積もることが求められます。

#### <間接保有のルックスルーの方法>

【関連条項】第8条第4項及び第6項～第8項、第20条第1項及び第3項～第5項

第8条-Q6 ファンド等を通じた間接保有について、ルックスルーを行うことが困難である場合、保有額をどのように計算すれば良いでしょうか。

(A)

ファンド等を通じた間接保有については、原則としてルックスルーを行った上で自己保有資本調達手段又は他の金融機関等に係る資本調達手段への投資割合を勘案して保有額を算出する必要があります。

また、ファンド等を通じた間接保有につきルックスルーすることができず、そのため保有額を正確に把握できない場合であっても、当該ファンド等の資産の運用に関する基準が明らかな場合には、当該基準に基づき他の金融機関等に係る資本調達手段に対する出資金額を推計することが可能です。

一方、ルックスルーにより保有額を正確に把握できず、かつ、当該ファンド等の資産の運用に関する基準も明らかでない場合には、当該ファンドが他の金融機関等に係る資本調達手段に最大でどの程度投資し得るかにつき合理性をもって保守的に見積もった金額を、他の金融機関等に係る資本調達手段の保有額とすることとなります。

なお、自己保有資本調達手段に係る間接保有について、他の金融機関等に係る資本調達手段と区別して把握することが困難である場合には、これらを併せて他の金融機関等に係る資本調達手段の間接保有と見なして取扱うことも許容されます。

#### <他の金融機関等に係る資本調達手段の額のうちのれん相当差額の取扱い>

【関連条項】第5条第2項第1号、第8条第6項～第12項、第17条第2項第1号、第20条第3項～第9項

第8条-Q7 他の金融機関等に係る資本調達手段の額のうち、のれん相当差額として調整項目に含まれた部分については、調整項目の対象となる他の金融機関等に係る対象資本調達手段の額には含めなくて良いでしょうか。

(A)

含めない取扱いとして構いません。

＜調整項目の対象となる他の金融機関等の範囲＞

【関連条項】第 8 条第 6 項～第 12 項、第 20 条第 3 項～第 9 項

第 8 条-Q8 調整項目の対象となる他の金融機関等である「金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）」の具体的な範囲を教えてください。

(A)

原則として、日本標準産業分類の「J. 金融業、保険業」に該当する事業を主たる事業として営む者のうち「621. 中央銀行」に該当する者以外の者及び「K. 不動産業、物品賃貸業」のうち「7011. 総合リース業」に該当する事業を主たる事業として営む者が該当します。また、外国法人についても、これらに準ずる者が該当することとなります。

なお、これらに該当する事業を含む複数の事業を営む者であっても、その主たる事業が上記以外のものである場合には、当該者は調整項目の対象となる他の金融機関等に含まれません。

また、上記に形式的に該当する者であっても、これが実質的にファンドに類すると認められる場合については、ファンド等を通じた間接保有の場合と見なして取り扱うことも許容されます。

＜他の金融機関等に係る資本調達手段の該当 Tier の判別基準＞

【関連条項】第 8 条第 6 項～第 12 項、第 20 条第 3 項～第 9 項

第 8 条-Q9 他の金融機関等のうち銀行以外の者に係る資本調達手段について、調整項目の額の算出において、普通株式、その他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段のいずれに該当するかを具体的にどのように判断すれば良いでしょうか。

(A)

他の金融機関等が発行する資本調達手段（規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において自己資本に該当するものに限り、）が、普通株式、その他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段のいずれに該当するかについては、原則として、各 Tier の算入要件に照らし、どの Tier の要件に最も適合しているかを踏まえ、判断することとなります。

この点、改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）の適用日（平成 25 年 3 月 31 日）前に銀行が発行した資本調達手段や、他の金融機関等のうち銀行以外の者が発行する資本調達手段は、その他 Tier1 資本調達手段及び Tier2 資本調達手段に係る実質破綻認定時の元本削減等の要件（第 6 条第 4 項第 15 号、第 7 条第 4 項第 10 号）や、その他 Tier1 資本調達手段のうち負債性資本調達手段に係るゴーイング・コンサーン水準での元本削減等の要件（第 6 条第 4 項第 11 号）を通常満たさないと考えられますが、これらの資本調達手段については、上記要件以外の各 Tier に係る算入要件に照らし、どの Tier の要件に最も適合



しているかを踏まえ、該当する Tier を判断することとなります。

なお、他の金融機関等のうち銀行以外の者が発行する資本調達手段についての上記判断に際しては、当該者に適用あるその健全性を判断するための基準等における取扱いを勘案する必要はなく、保有している資本調達手段の商品性（満期の有無や優先・劣後構造、利払いの裁量性等）に着目し、当該資本調達手段が普通株式、その他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段のいずれに最も近い商品性を有しているかという観点から判断すれば足りると考えられます。

また、上記に従い判断した結果、普通株式、その他 Tier1 資本調達手段及び Tier2 資本調達手段のいずれにも近い商品性を有さず、どの Tier の要件にも適合しないと認められる資本調達手段については、みなし普通株式として、普通株式と同様に取り扱われることとなります。

#### <経過措置の対象となる資本調達手段への出資の取扱い>

【関連条項】第 8 条第 6 項～第 12 項、第 20 条第 3 項～第 9 項、改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）附則第 3 条

第 8 条-Q10 附則第 3 条の対象となる他の銀行等の資本調達手段を保有している場合、発行者である当該銀行等において自己資本に算入可能な金額の上限が減額されるのに応じて、調整項目の対象となる当該銀行等の資本調達手段の額を減額することは可能ですか。

(A)

減額することはできません。

#### <少数出資金融機関等に該当するか否かの判断基準>

【関連条項】第 8 条第 7 項、第 20 条第 4 項

第 8 条-Q11 少数出資金融機関等とは、銀行及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等と定義されていますが、その議決権保有割合の計算に際し、自己資本比率の算出基準日の議決権数を把握することが困難な場合には、直近の公表資料等を用いてこれに代替することは可能ですか。また、株式会社形態でない金融機関等の議決権の保有割合はどのように算出するのでしょうか。

(A)

少数出資金融機関等に該当するか否かは、原則として自己資本比率の算出基準日における議決権の保有割合を以って判断する必要がありますが、当該算出基準日における保有割合の把握が困難である場合には、直近の他の金融機関等の公表資料等によって把握可能な数字を用いて判断しても構いません。

また、株式会社形態でない金融機関等についても、総社員又は総出資者の議決権のうち

百分の十を超える議決権を保有しているか否かによって少数出資金融機関であるか否かを判断することとなります。したがって、例えば、株式会社形態でない金融機関等につき、その総会等における議決権のない資本調達手段のみを保有している場合には、当該金融機関等に係る資本調達手段は全て少数出資金融機関等向けの出資として取り扱われることとなります。

＜総株主等の議決権に含まれる保有株式等の議決権の範囲＞

【関連条項】 第 8 条第 7 項～第 10 項、第 20 条第 3 項～第 6 項

第 8 条-Q12 少数出資金融機関等又はその他金融機関等の該当性の判断に際して、総株主等の議決権には、銀行が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等に係る議決権は含まれますか。

(A)

委託者又は受益者が行使し、又はその行使について銀行に指図を行うことができる株式等に係る議決権は含まれませんが、銀行が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又はその行使について指図を行うことができる株式等に係る議決権は含まれます。

＜引受けによる例外の起算日＞

【関連条項】 第 8 条第 12 項第 2 号、第 20 条第 9 項第 2 号

第 8 条-Q13 引受けにより取得し、かつ、保有期間が 5 営業日以内の資本調達手段については、当該資本調達手段を少数出資金融機関等又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段等の算出対象額から除外することが可能とされていますが、かかる保有期間の起算日はどの時点になりますか。

(A)

払込日が起算日となります。

## 【附則<総論、自己資本比率計算関係>】

<資本調達手段に係る経過措置（その他 Tier1 資本から Tier2 資本への振替）>

【関連条項】改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）附則第 3 条第 1 項、第 2 項

附則第 3 条-Q1 経過措置の対象となる資本調達手段のうち適格旧 Tier1 資本調達手段について、経過措置期間中に適格旧 Tier2 資本調達手段に振り替えることは可能ですか。

(A)

経過措置期間中の振替は認められません。ただし、改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）の適用日（平成 25 年 3 月 31 日）時点において、適格旧 Tier1 資本調達手段の全部又は一部を適格旧 Tier2 資本調達手段とみなし、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額の中に含め、経過措置期間中、継続的に適格旧 Tier2 資本調達手段として取扱うことは可能です。

【関連条項】改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）附則第 3 条第 1 項、第 2 項

附則第 3 条-Q2 適格旧 Tier1 資本調達手段及び適格旧 Tier2 資本調達手段のうち連結子法人等の発行するものについて、第 6 条第 1 項第 5 号に掲げるその他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額及び第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額の計算における取扱いを教えてください。

(A)

第 8 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の定めるところにより算出される第 6 条第 1 項第 5 号に掲げるその他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額及び第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額の計算に際しては、改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）附則 3 条第 1 項又は第 2 項に基づきその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額又は Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入された連結子法人等の適格旧 Tier1 資本調達手段又は適格旧 Tier2 資本調達手段に相当する部分の額を、重ねて算入することはできません。

<その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置の計算方法>

【関連条項】改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）附則第 5 条

附則第 5 条-Q1 その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置の計算において、「なお従前の例による」こととされる部分の具体的な取扱いについて教えてください。

(A)

以下の表の左欄に掲げる対象の区分に応じ、同表の右欄に掲げる取扱いに従って計算してください。

| 対象 | 取扱い |
|----|-----|
|----|-----|

|              |                                   |                               |                                       |
|--------------|-----------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------|
| その他有価証券評価差額金 |                                   | 正の値の場合                        | グロス評価益の 45%相当額：T2 算入<br>上記以外の部分の額：不算入 |
|              |                                   | 負の値の場合                        | AT1 算入                                |
| 土地再評価差額金     |                                   | 45%相当額：T2 算入<br>上記以外の部分の額：不算入 |                                       |
| 繰延ヘッジ<br>損益  | 第 5 条第 2 項第 1<br>号ハの括弧書き以<br>外の部分 | 不算入                           |                                       |
|              | 第 5 条第 2 項第 1<br>号ハの括弧書き部<br>分    | 正の値の場合                        | AT1 算入                                |
|              |                                   | 負の値の場合                        | 45%相当額：T2 算入<br>上記以外の部分の額：不算入         |
| 為替換算調整勘定＊    |                                   | AT1 算入                        |                                       |

※ なお、各記号の定義は以下のとおり

AT1：その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額

T2：Tier2 資本に係る基礎項目の額

<少数株主持分等に係る経過措置の計算事例>

【関連条項】改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）附則第 6 条

附則第 6 条－Q1 少数株主持分等に係る経過措置の計算事例を示してください。

(A)

少数株主持分等総自己資本に係る基礎項目の額のうち、普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額、その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額及び Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額に含まれなかったものの額については、附則第 6 条に従い少数株主持分等に係る経過措置の対象となりますが、その計算は、以下の手順に従います。

- ① 少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額から、普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額、その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額及び Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額の合計額を控除した額を算出します。…(a)
- ② 算出基準日が属する附則第 6 条第 1 項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、①で算出した額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を算出します。…(a’)
- ③ 連結子法人等（特定連結子法人等に限られません。以下同じ。）の少数株主持分相当普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額から、普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額を控除した額を算出します。…(b)
- ④ 連結子法人等の少数株主持分等相当 Tier1 資本に係る基礎項目の額から、普通株式等

Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額及びその他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額の合計額を控除した額を算出します。…(c)

- ⑤ 連結子法人等の少数株主持分等相当 Tier1 資本に係る基礎項目の額から連結子法人等の少数株主持分相当普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額を控除した額を算出します。…(d)

- ⑥ 連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額から連結子法人等の少数株主持分等相当 Tier1 資本に係る基礎項目の額を控除した額を算出します。…(e)

- ⑦ Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入可能な額を、以下の算式により計算します。

$$a' \times e / (c + e) \cdots (f)$$

- ⑧ その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入可能な額を、以下の算式により計算します。

$$a' \times c / (c + e) \times d / (b + d) \cdots (g)$$

- ⑨ 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入可能な額を、以下の算式により計算します。

$$a' \times c / (c + e) \times b / (b + d) \cdots (h)$$

#### <計算例記載>

第 8 条-QX の事例を基に、2014 年 3 月 31 日を算出基準日として上記計算手順に従い計算を行うと、以下のとおりとなります。

※この計算例では、小数点第 2 位を四捨五入

#### (1) a～e の額

|      | a の額         | a' の額       | b の額      | c の額      | d の額      | e の額       |
|------|--------------|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|
| S1 社 | 54.3         | 43.4        | 9         | 17.3      | 10        | 60         |
| S2 社 | 36.6         | 29.3        | 30        | 12.8      | 10        | 40         |
| R1 社 | 8.9          | 7.1         | 0         | 1.9       | 6         | 15         |
| R2 社 | 3.6          | 2.9         | 3         | 0         | 4         | 10         |
| 合計   | <u>103.4</u> | <u>82.7</u> | <u>42</u> | <u>32</u> | <u>30</u> | <u>125</u> |

#### (2) f～h の額

|      | f の額<br>(Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入可能な額) | g の額<br>(その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入可能な額) | h の額<br>(普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入可能な額) |
|------|------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------|
| S1 社 | 33.7                               | 5.1                                    | 4.6                                      |
| S2 社 | 22.2                               | 1.8                                    | 5.3                                      |

|      |             |            |            |
|------|-------------|------------|------------|
| R1 社 | 6.3         | 0.8        | 0          |
| R2 社 | 2.9         | 0          | 0          |
| 合計   | <u>65.1</u> | <u>7.7</u> | <u>9.9</u> |

## 【標準的手法】

### 【第6章（標準的手法）－第4節（派生商品取引及び長期決済期間取引）関係】

＜個別誤方向リスクが特定されたエクスポージャーの取扱い＞

【関連条項】 第79条の4第9項及び第10項

第79条の4-Q1 期待エクスポージャー方式で与信相当額を算出する場合に、個別誤方向リスクを有する取引に係る信用リスク・アセットの額の算出方法について教えてください。

(A)

個別誤方向リスクを有する取引は、通常の取引とは異なる取扱いが必要となります。

まず、法的に有効な相対ネットティング契約に基づき、他の取引との相殺が認められる取引であったとしても、ネットティング・セットに含めることが認められていません（第79条の4第9項）。そのため、当該取引については、単独でネットティング・セットを構成するものとしてエクスポージャー額を計測する必要があります。

また、信用リスク・アセットの額の算出において、個別誤方向リスクの特性を勘案することが求められています（同条第10項）。この場合の算出方法の具体例として、バーゼル銀行監督委員会による「Basel III: A global regulatory framework for more resilient banks and banking systems」（平成22年12月16日公表）のパラグラフ101において、参照企業と法的な関係のある取引相手方との「クレジット・デフォルト・スワップ契約」や「エクイティ・デリバティブ契約」が挙げられていますが、その他のリスク特性が異なる取引であっても、個別誤方向リスクの特性に応じて、適切に信用リスク・アセットの額を算出することが必要となります。

＜期待エクスポージャー方式におけるストレス期間＞

【関連条項】 第79条の4第3項

第79条の4-Q2 期待エクスポージャー方式で与信相当額を算出する場合に用いるストレス期間について教えてください。

(A)

期待エクスポージャー方式で与信相当額を算出するには、通常の市場データとは別に、ストレス期間を含む市場データを用いる必要があります。

ここで、期待エクスポージャーの算定において、ヒストリカル・ボラティリティを用いる場合、3年間の市場データをもとにボラティリティを算出することが国際的な目線となっています。この場合、足許3年間でストレス期間を含んだ3年間の市場データを用いて与信相当額を算出した上で、ポートフォリオ全体の信用リスク・アセットの額が大きく計算される期間のデータを用いることが必要となります。

なお、CVA リスク相当額の算出において、先進的リスク測定方式を用いる場合の CVA ストレス・バリュー・アット・リスクの算出におけるストレス期間としては、期待エクスポージャー方式におけるストレス期間を含んだ3年間から1年間を選定することとなりますが、選定にあたっては、信用スプレッドへのストレスの状況を勘案することが必要となります。

<期待エクスポージャー方式における適格金融資産担保の評価方法>

【関連条項】第79条の4第11項

|                                                     |
|-----------------------------------------------------|
| 第79条の4-Q3 期待エクスポージャー方式における適格金融資産担保の評価方法について教えてください。 |
|-----------------------------------------------------|

(A)

期待エクスポージャー方式で与信相当額を算出する場合には、原則として、ネットイング・セットの評価にあたって、適格金融資産担保の価格変動についても適切にモデル化することが必要となります。適格金融資産担保の価格変動をモデル化できない場合は、包括的手法に基づいたヘアカットを適用することとなります。



## 【内部格付手法】

### 【第1章（定義）＜内部格付手法関係＞】

＜大規模規制金融機関等の定義＞

【関連条項】第1条第37号の2

第1条-Q1 内部格付手法における相関係数を引き上げる対象となる大規模規制金融機関等の範囲について教えてください。

(A)

大規模規制金融機関等である『大規模規制金融機関』及び『非規制金融機関』については、内部格付手法での信用リスク・アセットの額の算出における相関係数を通常の1.25倍することが求められています。

うち、『大規模規制金融機関』については、規制金融機関グループ（本邦では銀行業、証券業、保険業を営む企業及びそれらの持株会社のうち健全性規制が設けられている企業グループが該当）のうち、グループでの連結総資産が一千億合衆国ドルに相当する額以上の企業グループを構成する企業が該当します。ここで一千億合衆国ドルに相当する額については、原則として、算出基準日ごとの為替の水準に基づき算出することが求められますが、円建てで連結財務諸表を作成しているグループに対しては、あらかじめ合理的に設定した円換算額（例えば、改正告示（平成24年金融庁告示第28号）の公布日（平成24年3月30日）を起点とした過去1年間の平均為替レート（1ドル＝79.76円、東京外為市場における取引状況（2011年中）（日本銀行金融市場局）より）で換算した7兆9760億円≒8兆円）を継続的に用いることも許容されます。

『非規制金融機関』については、金融業及び保険業を主に営む企業のうち、大規模規制金融機関及び規制金融機関を除く企業、具体的には、ヘッジファンドに加えて、住宅ローン保証会社や貸金業者等であり、その規模にかかわらず該当します。ただし、「金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすものと高い相関関係を有しないもの」である企業、例えば、大規模規制金融機関に該当しない規制金融機関の子法人等であって当該規制金融機関の顧客を中心に金融サービスを提供するリース子会社等は、その金融システムへの影響度にかんがみ、対象外とすることが許容されます。

（参考：規制金融機関グループに属する企業の大規模規制金融機関等への該当是非）

|               | 連結総資産1千億ドル以上 | 連結総資産1千億ドル未満           |
|---------------|--------------|------------------------|
| 親法人等(規制金融機関)  | ○            | ×                      |
| 子法人等(規制金融機関)  | ○            | ×                      |
| 子法人等(非規制金融機関) | ○            | リース会社等：×<br>ヘッジファンド等：○ |
| 子法人等(金融機関以外)  | ○            | ×                      |

- ：大規模規制金融機関等に該当
- ×：大規模規制金融機関等に非該当

## 【CVA リスク】

### 【第 8 章の 2（CVA リスク）－第 2 節（標準的リスク測定方式）関係】

＜CVA リスクのヘッジ手段＞

【関連条項】 第 270 条の 3 第 2 項

第 270 条の 3-Q1 CVA リスクのヘッジ手段についてヘッジ効果を認識する場合、信用リスク削減手法の要件を充足する必要がありますか。

(A)

CVA リスク相当額の算出にあたっては、クレジット・デフォルト・スワップ等、同条第 6 項に規定された取引を用いて、ヘッジ効果を認識することが可能となっています。

このヘッジ手段については、CVA の変動リスクをヘッジすることを目的として取組まれている取引であれば、第六章第五節に規定されている信用リスク削減手法にかかる要件を充足する必要はありません。但し、規制裁定を目的とした内部取引等については、その趣旨に鑑み、ヘッジ効果を認識することはみとめられません。

なお、CVA リスクのヘッジ手段については、第 10 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、信用リスク・アセットの額及びマーケット・リスク相当額の算出に勘案することは認められません。

＜標準的リスク測定方式＞

【関連条項】 第 270 条の 3 第 2 項

第 270 条の 3-Q2 標準的リスク測定方式での CVA リスク相当額の算出にあたり、留意すべき点は何ですか。

(A)

標準的リスク測定方式を用いて CVA リスク相当額を算出する場合、信用リスク区分、すなわち、外部格付に応じた掛目を適用することとなります。この場合において、参照すべき適格格付機関やカウンターパーティが複数の外部格付を有している場合の取扱いについては、信用リスクの標準的手法に係る格付の使用基準に準じて取扱うことが適切と考えられます。すなわち、掛目の判定に当たっては、あらかじめ適格格付の使用基準を設けることが必要となるほか、複数の格付がある場合は 2 番目に低い掛目を用いることとなります。

一方で、適格な外部格付を有しないカウンターパーティについては、信用リスク・アセットの計測手法に基づき、掛目を適切に判断することとなります。

内部格付手法採用行においては、基本的に全ての債務者について、内部格付制度に基づき債務者格付を付与する一方、当該債務者格付については、それぞれの格付区分について外部格付との対応関係をもたせることが一般的と考えられます。したがって、カウンターパーティの債務者格付に対応した外部格付に係る掛目を適用することとなります。この場

合において、債務者格付毎に適用される掛目については、外部格付との対応関係とともに、あらかじめ信用リスク管理指針に規定することが必要となります。

標準的手法採用行においては、内部格付制度を用いて信用リスク・アセットの額を算出することは認められていないことから、債務者格付を付していたとしても対応した掛目を適用することは認められません。この場合、標準的手法の法人等向けエクスポージャーにおいて無格付のエクスポージャーについては、外部格付 BBB 相当（信用リスク区分 4-3）と等しい 100%を適用することとなっていることにかんがみ、外部格付 BBB 格相当（信用リスク区分 1-3）に応じた掛目である 1%を適用することとなります。

## 【最終指定親会社関係】

### 【附則＜総論、自己資本比率計算関係＞】

＜その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置の計算方法＞

【関連条項】改正告示（平成 24 年金融庁告示第 29 号）附則第 5 条

|                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------|
| 附則第 5 条－Q1 米国式連結財務諸表の作成を行っている場合には、「その他の包括利益累計額」について、米国会計基準に基づいて対象範囲を考えることは許容されますか。 |
|------------------------------------------------------------------------------------|

(A)

許容されます。